

明日の力を育てるソフトボール

明るく

つよく

美しく

スポーツマン綱領

スポーツは人間だけがもつ文化の一つです。

これをより高く、より美しいものにするには、スポーツを行うものの精神とそれを取りまく環境のきよらかなことが必要である。美しいスポーツマンシップは、このような世の中に生まれ、やがて生活を導く基として社会のために貢献することであろう。

故にスポーツマンは競技場にあると同じ精神と態度で生活し、りっぱな社会人でなければならない。ここに真のスポーツマンがあまねくゆきわたり、すべての人のものとして発展することを希いスポーツマン綱領を定めた。

- 競技するものは、スポーツを愛好し、ひいてはそれを心と身体の糧とし明るい光とすがすがしい空気
のなかで、純粋にスポーツを行う。
- 競技するものは、スポーツを行うことによって、社会的な名声や物質的な利益を得ようという考えを
もたなきこと。
- 協議するものは、審判の判断を重んじ、その決定に満足しない場合でも感情に支配されない行動をと
ること。
- 競技を審判するものは、規則に従って公正に判断し、協議を明るく清らかに進める。
- 競技を見るものは、感情にとらわれた応援をせず、美しい精神とすぐれた技をたたえ、スポーツのよ
りよい発展を願うこと。

甲府市ソフトボール協会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本協会は甲府市ソフトボール協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は事務所を甲府市湯田一丁目 1 3 - 2 1 小島幸次宅におく。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本協会は甲府市におけるソフトボールの普及、振興を図り、健康を増進し楽しいスポーツの実践と趣味をかん養することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. ソフトボール大会主催及び後援
2. ソフトボールの普及発展並びに技術の向上に関する研究指導
3. 甲府市教育委員会並びに甲府市体育協会の委託事業
4. ソフトボールの競技規則、用具の研究並びに普及、推進
5. ソフトボールに関する刊行物の発行
6. その他本協会において必要と認めた事業

第 3 章 組 織

(組 織)

第 5 条 本協会は本協会に加盟したソフトボール団体をもって組織する。

第 4 章 役 員

(役 員)

第 6 条 本協会に次の役員をおく

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| (1) 会 長 1 名 | (2) 副会長 若干名 | (3) 理事長 1 名 |
| (4) 副理事長 若干名 | (5) 常任理事 若干名 | (6) 理 事 若干名 |
| (7) 委 員 若干名 | (8) 監 事 若干名 | |

2. 本協会に会長代行置くことができる。
3. 会長代行は、会長が指名し、常任理事会で承認を得る。
4. 会長代行は、副会長と協力して会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。

(会長、副会長の選出及び職務)

第 7 条 会長、副会長は常任理事会で推挙し総会で承認を得る。

2. 会長は本協会を代表し会務を統括する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。

(理事長、副理事長の選出及び職務)

第 8 条 理事長、副理事長は常任理事の中から、常任理事は理事の中からそれぞれ選出し総会で承認を得る。

2. 理事長は、理事会を代表し、会務を統括する。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは職務を代行する。
4. 常任理事は、本会の業務を分掌し会務を統括する。

(理事、委員、他の選出及び職務)

第 9 条 理事、委員は本会発展に貢献した者の中から選出、並びに会長推薦とし、理事会及び総会の承認を得る。

2. 理事、委員は各専門委員会に所属し、業務を分掌し会務を執行する。
3. 承認を得た役員は、会長が委嘱する。
4. 会計は、財務より 2 名を選出し総会で承認を得る。
5. 甲府市体育協会役員選出は、協会推薦とする。

(監事の選出及び職務)

第 10 条 監事は、理事会で選出しこれを会長が委嘱する。

2. 監事は、本協会の財務の監査にあたる。
3. 監事は、理事より 1 名、加盟団体より 1 名、審判員より 1 名、選出し総会の承認を得る。

(役員の任期)

第 11 条 役員の任期は 2 年間とする。ただし、再任は妨げない。

第 5 章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第 12 条 本協会には名誉会長 1 名、顧問若干名をおくことができる。

2. 名誉会長は、常任理事、理事の推薦に基づき、会長が委嘱する。
 3. 顧問は、本協会の会長、副会長、理事長、副理事長であったもの、及び本協会に関する功労者のうちから理事会で推薦し、会長が委嘱する。
- 顧問、会長及び理事会の諮問に応ずる。

第 6 章 会 議

(会 議)

第 13 条 本協会の会議は、総会、常任理事会及び理事会とする。

2. 総会は毎年 1 回開催し、会長がこれを招集し議長となる。
 - (1) 総会は、常任理事、理事、委員を招集する。
 - (2) 必要と認めたときは、理事会の議決を経て臨時に招集することができる。
 - (3) チームへ会議報告は書類をもって行う。
3. 常任理事会及び理事会は次期総会までの決議機関であって会長、又は、理事長が必要に応じて招集し議長となる。
4. すべての会議は当該役員の過半数の出席がなければ開会することができない。

5. 会議に出席できない役員は書面をもって出席に代えることができる。
6. 会議の議事は過半数の同意を得て決定し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

第 7 章 登 録

(登 録)

- 第 14 条 チームは、本会に登録しなくてはならない。
2. チーム登録に関する規定は別に定める。

第 8 章 専 門 委 員 会

(専門委員会)

- 第 15 条 本協会は第 4 条の事業を遂行するために必要な専門委員会を設けることができる。
2. 専門委員会に関する規定は別に定める。

第 9 章 会 計

(会 計)

- 第 16 条 本協会の経費は、登録料、寄付金、事業収入、その他で支弁する。
2. 本協会の会計年度は 2 月 1 日に始まり翌年 1 月末日に終わる。
 3. 本協会の加盟登録料は理事会において定める。
 4. 本協会の収支決算は総会に報告し承認を得る。

第 10 章 事 務 局

(事務局)

- 第 17 条 本協会の事務を処理するために事務局をおく。
2. 事務局に関する規定は別に定める。

第 11 章 附 則

(支部組織)

- 第 18 条 本協会は甲府支部として山梨県ソフトボール協会の加盟団体となり、必要な規約・規定等は本協会の定めるものによる。

(規約の変更)

- 第 19 条 本協会の規約は、総会で出席者の過半数以上の同意を得て変更することができる。

(処 分)

- 第 20 条 本協会の規約違反ありたる時は、理事会の決議を経て除名その他相当の処分をする。

- 附 則 この規定は、昭和 41 年 2 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

専門委員会に関する規定

第 1 条 本協会規約第 16 条に基づき、会務を掌理するための委員会をおく。

委 員 会 の 種 類

1. 総務委員会
2. 財務委員会
3. 大会運営委員会
4. 審判委員会
5. 記録委員会
6. 広報委員会
7. 技術委員会
8. 指導委員会

委 員 会 の 業 務 内 容

第 2 条 専門委員会の業務内容は次のとおりとする。

1. 総務委員会
 - (1) 協会事業の企画に関すること。
 - (2) 規約・規定等の改訂に関すること。
 - (3) 表彰規定に基づく起案。
 - (4) 他の専門委員会に属せざること。
2. 財務委員会
 - (1) 協会財務に関すること。
 - (2) 予算・決算に関すること。
 - (3) 募金・寄付金等の調達に関すること。
3. 大会運営委員会
 - (1) 大会開催に係わる諸準備。
 - (2) 大会運営に係わること。
 - (3) 競技用具の管理、運営に関すること。
4. 審判委員会
 - 【組織部】
 - (1) 審判員の登録業務・名簿作成
 - (2) 審判員認定会の準備業務・処理業務。
 - (3) 地区審判委員会との連絡業務。
 - (4) 審判員の養成。
 - 【指導部】
 - (1) 審判技術の強化指導。
 - (2) 審判員認定会受験者の技術指導。
 - (3) 審判員認定会受験者ルール指導。
 - (4) ルール研修会の開催と指導
 - 【運営部】
 - (1) 大会審判員の割り当て調整。
 - (2) 大会審判担当者への連絡。

【調査部】

- (1) 公式戦の審判員の記録。
- (2) 公式審判員手当等の事務補助。

5. 記録委員会

- (1) 公式大会の競技記録取りまとめ。
- (2) 公式記録員の養成・指導。
- (3) 記録員の登録・名簿作成。
- (4) 試合成績の統計処理。

6. 広報委員会

- (1) 協会必携及び、会報の編集と発刊。
- (2) 報道機関との連絡。
- (3) ソフトボール界の情報収集と発刊。
- (4) 公式大会競技成績表の作成。

7. 技術委員会

- (1) 技術委員会の企画と実施・運営。
- (2) ソフトボール技術の研究と指導。
- (3) チームの技術指導と育成。

8. 指導委員会

- (1) チーム公認指導者の養成。
- (2) 公認指導者認定会受講者の指導。
- (3) 地域スポーツ指導員（日体協）の養成。

第 3 条 理事会の議を経て、必要に応じて特別委員会をおくことができる。

第 4 条 各委員会に次の役員をおく。

1. 委員長 1名 2. 副委員長 若干名

第 5 条 前条の役員は、理事会において互選し、会長が委嘱する。

委員長は常任理事がその任に当たるものとする。

第 6 条 委員は理事の中から会長が委嘱する。ただし、理事以外の者であっても、会長が特に必要と認めた場合は、委員を委嘱することができる。

第 7 条 理事の業務分担について、特に認めた場合は兼務を委嘱することができる。

第 8 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第 9 条 各委員会は、原則として年1回以上、理事長が招集して開く。

尚、開催月日を変更する場合また臨時に開催する場合は、理事長の承認を得なくてはならない。

会議結果は理事会に報告するものとする。

第 10 条 各委員会は業務を円滑に運営するため、理事会の承認を得て内規を定めることができる。

附 則 この規定は、昭和41年2月1日から施行する。

この規定は、平成16年3月1日から施行する。

この規定は、平成18年3月1日から施行する。

事務局規定

第 1 条 規約第 17 条に基づき事務局に関する事項は、本規定による。

第 2 条 事務局は、次の事項を掌する。

1. 職印の保管に関する事。
2. 文書の処理に関する事。
3. 会議に関する事。
4. 加盟団体との連絡に関する事。
5. その他、事務局運営に関する事。

第 3 条 事務局長は、常任理事の中から会長が委嘱する。

第 4 条 事務局員は、会長が必要に応じて選考しこれを委嘱する。

附 則 この規定は、昭和 41 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

登録及び大会参加等に関する規定

第 1 条 本協会の主催する大会等に参加するチームは本協会に加盟登録されたチームに限る。

1. 登録されたチームは次のいずれかに該当するもので、監督 1 名、主将 1 名、チーム審判員 2 名以上を含む総員 27 名以内で編成されたチームとする。

2. その年度で山梨県ソフトボール協会に登録するチーム又は選手の規定は山梨県ソフトボール協会の定めによる。

本協会登録種別及び参加する大会は次の通りとする。

【A クラス】

その年度内において山梨県ソフトボール協会の一般男子及び実業団に登録するチームで、市民選手権大会に出場する資格を有する。

【B・C クラス】

その年度内において本協会が指名したチームで、市民ソフトボール大会に出場する資格を有する。(壮年、実年の選手登録も可能)

※但し、本協会の二重登録（B クラスと C クラス）は認めない。

【壮年】

壮年チームとは、満年齢 40 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の者で編成され、山梨県ソフトボール協会の壮年種別に登録するチームで、壮年の甲府支部予選大会、市民ソフトボール大会に出場する資格を有する。

【実年】

実年チームとは、満年齢 50 歳以上（当該年度 4 月 1 日現在）の者で編成され、山梨県ソフトボール協会の実年種別に登録するチームで、実年の甲府支部予選大会、市民ソフトボール大会に出場する資格を有する。

3. 前年度春季、夏季及び秋季の市民ソフトボール大会に於いて、優勝、準優勝した各チーム、及び選手は本協会の推薦により次年度は上のクラスに昇格する。但し、本項に当する(Aクラス)昇格チーム、選手は山梨県ソフトボール協会に登録しなければならない。また、前年度春季、夏季及び秋季の市民ソフトボール大会の成績によっては、本協会の理事会に於いて審議し、次年度下のクラスに移行する。
4. 前年度各クラスに登録された選手は登録更新する次年度に於いては、前年度のクラスしか登録できない。
5. 登録を希望するチームは、規定登録用紙により各欄に記入の上、別に定められる登録料を添えて、本協会会長あてに登録申し込みをすること。
6. 登録を取り消す場合は、本協会にその旨を書面をもってただちに提出しなければならない。
7. 登録されていない選手又は重複登録されている選手は競技者としての出場資格はない。
8. チーム登録は、年度当初に本協会が定める登録日までに手続きを完了すること。但し、Cクラスに限ってはそれ以後の登録も随時受付けることとし、直近の大会抽選日からその参加を認める。
また、選手の追加登録は、5月末日まで受付けることとし、直近の大会抽選日からその参加を認める。

第 2 条 大会参加及びその申込み

1. 大会参加申込みは事前に行う登録チームに通知する案内状などによって期日までに抽選会に出席すること。
2. 大会運営もしくは指導の上各種特定事項は大会要項で明示する。
3. 大会に出場するチームの編成は次のとおりとする。
監督1名、総員27名以内とする。
4. 登録選手名に記載されていない選手は参加できない。
5. 参加料は徴収するが、その金額は理事会で決定する。
参加料が納入なき場合は出場を認めない。なお、一旦納入した参加料はいかなる理由があっても返還しない。

第 3 条 その他

1. 出場資格のない選手が分かった場合は
 - ① 試合前の時は、その選手を除き競技を開始する。
 - ② 試合中の時は、直ちに没収ゲームを宣告し、相手チームに勝利を与える。
 - ③ 試合終了の時は、その最終試合のみ無効とし相手チームに勝利を与え、前にさかのぼって再試合を行うことはできない。
 - ④ 上述の②、③の場合によって没収ゲームを宣告されたチームは、次の大会へ出場を認めない。
大会運営委員、審判員は相手チームの要求を持つことなく本項を適用する。
2. 会場で役員、審判員、相手選手に対して暴力行為があった場合は
 - ① 試合中の場合、暴力行為を行った者については、即時失格として退場させる。
 - ② 試合中でない場合も、前①に準じて対応する。

- ③ 暴力行為を行った者については、懲罰委員会で審査し、次期大会以降３カ月以上の有期又は無期の出場停止とする。
- ３．会場内で役員、審判員、相手選手の品位を傷つける悪質な暴言があった場合は
- ① 暴言を行った者については、即時失格として退場させることができる。
- ② 前①のほか、懲罰委員会で審査し、当事者から誓約書の提出を求め、又は当該大会及び次期大会の出場停止とすることができる。
- ４．この規定の条項は理事会の同意をもって変更することができる。

附 則 この規定は、昭和４１年２月１日から施行する。
この規定は、平成１６年３月１日から施行する。
この規定は、平成１８年３月１日から施行する。
この規定は、平成２６年３月１日から施行する。
この規定は、平成２７年３月１日から施行する。
この規定は、平成３０年３月１日から施行する。
この規定は、令和 ２年３月１日から施行する。
この規定は、令和 ４年３月１日から施行する。

表 彰 規 定

- 第 １ 条 この規定は甲府市ソフトボールの振興発展に貢献した功績を表彰することを目的とする。
- 第 ２ 条 甲府市のソフトボール発展に著しい功労があったもの、又は本協会主催の各大会に出場して優秀な成績をおさめ、技術及び態度等、模範と認められるものは、この規定によって協会表彰する。
- 第 ３ 条 前条による表彰は、次の４種類とする。
１．功労表彰 ２．優秀表彰 ３．特別表彰 ４．奨励表彰
- 第 ４ 条 表彰の方法は、表彰状を贈るものとする。但し、記念品を添えることができる。
- 第 ５ 条 表彰の選考にあたっては、役員又は、団体より広く推薦を受け理事会において審議決定する。
- 第 ６ 条 表彰は、毎年春季大会開会式において行う。

附 則 この規定は、昭和４１年２月１日から施行する。
この規定は、平成１６年３月１日から施行する。
この規定は、平成１８年３月１日から施行する。
この規定は、平成２７年３月１日から施行する。

登録及び大会参加等手続きについて

市民の健康増進を目的として「生涯スポーツ」の重要性が認識されるなか、とりわけソフトボール競技は「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に参加できるスポーツとして、大いに普及発展してきた。

協会としても、ソフトボールに携わる多くの皆様が楽しく競技してもらえるよう、様々な工夫を重ねながら大会運営に取り組んでおります。

今後とも、皆様からの要望に応えながら、ソフトボール競技のさらなる発展に向けて鋭意努力していきたいと考えておりますので、ソフトボールを愛する大勢の皆様の積極的なご参加とご協力をお願いいたします。

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 登 録 用 紙 | (規定の用紙は協会にあります。) |
| 2. 登 録 料 | 13,000円 |
| 3. 参 加 料 | 10,000円 |
| 4. 事 務 所 | 甲府市湯田一丁目13-21 小島幸次宅内
電 話 225-6956
携帯電話 090-8491-4116 |